

2017 年 12 月 1 日

# (株)東京環境測定センターニュース

(No. 201)

## 今後の法令改正動向 特定化学物質

2018 年 (H30) の労働安全衛生法及び関連法令における化学物質の法規制の動向。

### 1.新たに法規制が実施される(た)もの

- 1) 平成 29 年 1 月 1 日施行 オルトートリイジン特定化学物質 特定第 2 類に指定  
作業環境測定については平成 30 年 1 月 1 日から施行となります。
- 2) 平成 29 年 6 月 1 日施行 三酸化二アンチモン特定化学物質 管理第 2 類に指定  
作業環境測定については平成 30 年 6 月 1 日から施行となります。

### 2.今後法規制が実施されるかもしれないもの

- 1) マンガン及びその化合物に関する管理濃度、測定方法および局所排気装置の性能要件についての再検討作業が行われています。これは ACGIH によるばく露限界 (TLV) が見直されたことによるもので、対象を吸入性粒子とし現行よりも厳しい管理濃度とする案が検討されています。
- 2) 酸化チタンの健康リスク評価が高かったことから、具体的な健康障害防止措置の内容について検討が行われています。
- 3) ピリジンの健康リスク評価について初期評価が高かったため、詳細なリスク評価が行われることになっています。
- 4) 法に基づく表示・通知義務の対象物質ではないため、これまで注意が向けられてこなかった粉状物質 (酸化マグネシウム、滑石 (タルク)、ポリ塩化ビニル、綿じん、非晶質シリカ、プラスチック微粉末、穀物粉、木材粉じんなど無機に限らず有機性の粉じんを含む) について、特にアクリル酸架橋物での健康障害がみられたことから、「譲渡・提供の際は相手方に安全データシート (SDS) の交付等を行うよう努めさせ、粉状物質の危険有害性等の情報提供により作業環境測定、作業環境管理、作業管理等のばく露防止措置と健康管理等の対策を推進すること」を旨とする通達が各労働局や関係業界団体に出ています。場合によっては今後、こうした粉じんについても幅広く規制が及ぶことも考えられます。

御質問、問合せは、技術グループ 課長 坂井 TEL03(3895)1924 までお願いします。